

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を				
	改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由 育児休業の取得回数制限の緩和等に係る法改正に伴い、育児休業と取得期間が重なる男性の育児参加休暇について、取得を促進するための改正を行う。					
(2) 主な改正内容 ・育児参加休暇の取得期間を、子の出産の日以後「8週間を経過する日まで」から「1年を経過する日まで」に拡大する。 ・育児参加休暇は日を単位としているが、職務に支障がないと認めるときは1時間を単位とすることができる規定を加える。					
(3) 施行日 令和4年10月1日。ただし、一部文言の整理については公布の日とする。					
(4) 影響及び効果 育児参加休暇を取得しやすい環境が整備される。					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課による事前審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。